

令和2年 第12回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

令和2年10月19日（月）

令和2年 第12回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年10月19日（月） 午後1時00分～
- 2 場所 小林市立須木中学校
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 押川逸夫 牧田純子 藤井寛史 谷山宏志 税所将晃 有木繁三
京保久恵
(調製職員) 川俣洋寿

5 説明職員

6 会議内容

開会 13:00

中屋敷教育長 ただいまより、令和2年10月12日付、小林市教育委員会告示第22号で招集されました令和2年第12回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

議事のほうに入っていきたいと思います。

まず、報告が3件あります。

報告第21号、令和2年第5回市議会定例会（9月議会）について、説明をお願いします。

押川教育部長 それでは、1ページからでございますけれども、9月の定例会についてということで、2ページから各課の総務文教委員会で出た質問等が整理されております。これにつきましては、またお目通しいただければと思います。その後の13ページからになるんですが、これは最終日に追加提案いたしました陸上競技場のトラックの改修の部分と、小・中学校へのタブレット型パソコンの購入につきまして、金額が大きいことから、これについても議会の議決を要するというので提案したものでございます。それに対する議案質疑がございましたので、これについては私のほうで説明させていただきます。

まず、13ページにつきましては、下沖議員から出ましたタブレット型パソコンの取得について、財産の取得についてというところでございます。

質疑がタブレット型パソコンを1人1台ということで、これに対する故

障・破損等の際の手だて、保険等もあるはずですがということで質問をいただいたところでございます。それから今後、OSを含めたソフトの更新について、どのように考えているのかということでございました。

まず、1つ目の破損等の際の対応ですけれども、今回購入する分につきましては3年間の保証がついておりますので、自然故障につきましては対応できますけれども、落としてしまったりとかの場合には、個別修繕で対応していくことになるということで、今回、1人1台で大変数が多いので、その故障した分の修繕費と、例えば保守契約した場合のコストの比較で、今回は個別に対応していくということで、課長答弁をしております。

それから、ソフトの更新につきましては、整備している年度もそれぞれということもあって、ソフトもバージョンが違っているということにもなっておりますけれども、今後、情報化推進委員会の業務部会というのが教育委員会にありまして、その中でICT機器の整備計画、更新とかも含めて計画や運用について協議・検討しているところでございますと答弁しております。

それから、14ページ、これもタブレット型パソコンについての質疑でございます。時任議員からでございますけれども、まず契約については随意契約ということになっておりましたので、その契約の手順、方法についてお尋ねでございました。もう一点が、そのタブレットの導入の数なんですけれども、全ての生徒に行き渡るのかということでご質問、それと管理方法、使用方法であったり、保管方法についてのお尋ねでございました。

まず、契約につきましては、私から答弁させていただいておりますけれども、最初は指名競争入札で実施をしており、市内11社、市外2社で指名競争入札を実施しましたがけれども、第1回の入札が不調、予定価格までいかなかったということで落札者なしということで、再度入札を試みようとなりましたけれども、1社だけの再入札の意思ということで、入札のほうは成立いたしませんでした。その後、財政課とも協議しまして、最低金額提示者との特命随契で実施して、最終的には随意契約となったということでございます。

それから、今回の議案で出しました台数につきましては、補助事業外の購

入のみの議案の提出でございました。補助分についてはリースで整備するというので、その分につきましては、直接リース業者へ国から支払われるということになっておりますので、その分については別途ということで、今回については3分の1の導入についての議案を提出させていただいたということでございます。

それから、管理方法につきましては、各学校に充電機能を備えたキャビネットをそろえて、その中に入れて保管する方法で管理すると答弁しております。

さらに、時任議員から、タブレットを学校で管理すると、教師の負担も結構多くなるのではないかというふうにおっしゃいました。そして、予定価格と随意契約の価格を教えてくださいということでしたので、課長から、タブレットの保管等については先進的に実施しているところの状況を把握しながら、できるだけ負担がかからないように管理運営の方法を検討してまいりたいと答えております。

それから、予定価格については、小学校の分が2,263万5,886円、それから中学校の分が932万6,590円ということでございます。

それと、もう一度、時任議員から管理の点ですけれども、落としたりした場合には、管理も含めて教師の負担が相当大変になり、負担が増えるのではないかということでもございました。それと、入札結果が公表されているのかというご質問がございました。

まず、管理につきましては、教育長から、例えば今は職員室で一括管理しているところでもございますけれども、台数が増えると、大きな学校ですとかなり距離があって、取りに行くだけでも時間のロスになったりということで、複数配置に変えることを検討しております。それから、全て先生が管理していくということについては、非常に負担が重くなりますので、小学校高学年あたりは自分たちで持ってくる方法をマニュアル化、システム化というのとも考えていかなければならないということでも答弁しております。それから、課長から、入札結果については、現在のところ、ホームページに公開していないんですが、結果については公表する予定ということで答弁しております。

それから、16ページにつきましては、陸上競技場の改修工事の請負契約締結についての部分でございますけれども、これについて時任議員から、随意契約になっているということで、契約の経緯についてお尋ねがございましたので、これにつきましてはプロポーザルの方式で選定をいたしましたということで答弁しております。8月19日にプロポーザルを実施して、5社の中から1社を選定し、仮契約を行ったと答弁しております。

それから、次の質疑については、予定価格については幾らだったのかというご質疑でございましたけれども、予定価格は設定しておらず、予算の範囲内ということで答弁しております。

それから、その5社のプロポーザルの結果は点数も含めて公表できるかということで、答弁の時点では一般への公表は行っておりませんということで答弁させていただきましたけれども、その後、業者名は伏せて、合計の点数だけについては議員のほうには資料提供はしたところでございます。

それから、舗装工事などの工事に市内の業者が入ることがあるのかというご質問でございました。市内業者については、プロポーザルの段階、提案の段階で市内業者とのタイアップということで提案もあったということで答弁をしております。

それと、17ページに移りまして、高野議員からの質疑でございますけれども、8月19日にプロポーザル選定委員会で、すぐそこで決定したのかというご質問でございましたけれども、選定委員会の中では5社の中から1社を選定して、その後、市長の決裁を受けて、決裁後に決定したと答弁しております。

それから、プロポーザルの中で下請業者を選定するよう依頼したのかというご質疑でございましたけれども、プロポーザルの下請については、こちらからは条件としてはないんですが、評価項目として地域貢献に対する考え方はあるのかというのが設けてございまして、それに応じた形で業者から提案があり、市内業者とタイアップしているという提案があったと答弁しております。

それから、登録運動施設基幹技能者というのがあり、その資格が必要ではないかというご質疑がございましたけれども、日本運動施設建設業協会で

独自につくられた認定制度であるので、これがないと工事ができないというものではないと考えていると答弁をしております。

高野議員からは、地域貢献の下請について5社全てが提案されたのかと質疑があり、下請業者の選定を行うと、5社のうち4社から業者を挙げていただいたということで、1社については提案がなかったと答弁しております。

それから、最後なんですけれども、安全かつ長期間での利用が可能となるような総合陸上競技場となるために耐久性メンテナンスを行うための担当者を置くべきと思う、業者に任せきりにならないように。これにつきましては、相手業者に先ほどの登録運動施設基幹技能者の資格者がいることを確認して、きちっと管理していかないといけないのではないかと趣旨でございました。

これにつきましては、違う資格なんですけれども、日本体育施設協会の認定制度による公認、体育施設管理士というのを持っている方が、その業者の中に2人いるということで、確認はしているということで答弁させていただきます。

9月議会に係る追加議案に対する質疑及び答弁につきましては、以上でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありませんでしょうか。(はい)

なければ、次にいきたいと思います。

報告第22号、定期(学校)監査結果について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、19ページをお開きください。

今年度実施されました学校監査につきまして、小林市監査委員より9月29日付で結果の通知がございましたので、ご報告をさせていただきます。今年度の対象校は、3番にありますとおり、7校でございます。

監査につきましては、5番の実施期間にあります8月19日と20日の2日間にわたり実施をされたところでございます。

監査の結果でございますけれども、20ページをお願いいたします。

8番の監査の結果のところをご覧いただきたいと思っております。

読み上げますけれども、「監査の結果、学校所管の財務に関する事務は、法令等に従い、おおむね適正に執行されているものと認めた。しかし、一部において、次のとおり、是正及び改善を要する事項が見受けられたので、所要の措置を講じられたい」ということでございました。

以下、6つの項目、予算の執行状況、扶助費の経理状況、市費負担職員分の勤務管理、それから郵券の管理、備品の管理、薬品の管理につきまして、どの項目もおおむね適切、適切、良好な状態と認めたとございますが、それぞれ一部に指摘がございました。指摘があった学校につきましては、その場で指導をしております。また、学校教育課において、具体的な指摘内容と処理について適切な処理を求めまして、この結果と通知を併せまして、全小・中学校に周知をしたところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

質問はありませんか。

大部菌教育長職務代理者 薬品の管理で、指摘されたところが一部ありましたので、きちんと管理はしていただくようお願いしたいと思います。

牧田学校教育課長 分かりました。

中屋敷教育長 お願いしたいと思います。

ほかにありませんか。(はい)

報告第23号、令和2年度中のマラソン大会、こばやし駅伝競走大会について、説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 31ページになります。

報告第23号、令和2年度中のマラソン大会、こばやし駅伝競走大会につきましては、両大会とも中止ということで実行委員会で決定させていただいたものでございます。報告させていただきます。

理由といたしましては、やはり新型コロナ関係の影響がありまして、安全対策確保の点が難しいというようなことで、スタッフ、選手等の安全を考慮いたしまして、中止にさせていただいております。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問はございませんか。(はい)

マラソン大会の中止というのは、どういうお知らせをしていますか。

税所スポーツ振興課長 マラソン大会の中止につきましては、今後はホームページ等、そういったところを使って、あとは小学校、中学校等にも文書等を使って周知を図っていきたいというふうに考えております。

中屋敷教育長 スポーツ振興課は、感染状況やいろいろなことを考えて、提案しましたが、実行委員会の中では、今年は無理だろうということで、正式に中止になったということでございます。

議案第61号、野尻幼稚園学級編制について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 野尻幼稚園の学級編制につきまして、教育委員会の承認を求めもの
でございます。

33ページをご覧ください。

現在、野尻幼稚園は5歳児クラスが7名、4歳児クラスが5名の2クラス12名の園児でございます。現在、11月からの入園希望者がございまして、11月に満3歳となるお子さんです。年度途中で満3歳となります幼児は、本来であれば3歳児クラスに入るわけでございますけれども、現在、3歳児クラスは園児ゼロ名のため、クラスがございません。同じ学齢である幼児での編制としますと、この幼児1名で1クラスとなってしましまして、1名では集団での教育をすることができない状況となります。

ですので、この資料の下段のほうにあります小林市立野尻幼稚園管理規則第3条第3項の規定、「特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢幼児で編制ができる」という項目を適用しまして、4歳児クラスに入るクラス編制としたいと考えております。

なお、ご承認をいただいた場合は、3歳になったばかりの幼児であるということも考慮しまして、非常勤の職員として特別支援員を1名配置をするということで配慮をしたいというふうに考えているところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、ご質問、ご意見等があったら、お願いします。

大部菌教育長職務代理者 今のこの人数を見ても、集団活動ができるというか、そういう状況もないんじゃないかと思って、子供の育ちの部分でも家族の多いところだったら5名ぐらい子供もいればというぐらいの認識でクラス編成されているので、そしてまた4歳児と3歳児と一緒に縦の学年での教育という

のもすごくいいと思うんですけども、3歳児の指導の在り方とかあるので、その辺は非常勤の先生が入るといので、少しは安心しているんですけども、これは早急にこの件はどうかしないと、少ない人数ではちょっと集団は、子供たちの育ちの指導は難しいのかなと思います。

楨委員 この人数で、この推移で、どうして野尻幼稚園は機能すると思われているんですか。何か理由がありますか。

中屋敷教育長 これは結論から言うとニーズがあるということです。今、民営化を進めていますけれども、将来的には認定こども園にという動きはあるんです。ただ、現在、園児がいるところは保護者が望んで来ているわけですので、もう来年で閉じますよということとは言えないわけです。

こちらとしては開園しておいて、認定こども園になるまでは続けていかないと、市民に不利益や迷惑をかけてしまうということです。

楨委員 やはり幼稚園教育というのにこだわって、保護者たちは保育園じゃなくて、幼稚園にということですね。

中屋敷教育長 そうですね。教育的な配慮からすれば、もちろんおっしゃるとおりなんですけれども、保護者はそれも分かっている登園させているわけで、その制限をかけるということにはできないというのが今の状態です。

この満3歳児が1人入るのも、それは了解した上で、あえて入園させてくださいと言っているわけです。

牧田学校教育課長 来年度、野尻保育園が民営化になりますけれども、受託をされた福祉法人が認定こども園になるまで、やはり数年はかかると聞いております。

というのは、園舎の改築等を予定されているということで県のほうに計画を出されて、それから工事となりますとすぐにはできないわけです。今、野尻幼稚園の職員の先生方も、在園児や卒園児の保護者の方等には、幼稚園を希望される方がいないかというようなことで、口コミで増やそうとしているんですけども、やはりなかなかいらっしやらないということと、今回、希望される方が、ご兄弟の上の方が野尻幼稚園に通われていて、保護者の方がどうしても野尻幼稚園に通わせたいと希望しております。今、クラスがないということもご説明して、今の人数もご説明しているんですけども、それでも通わせたいということですので、このようなことにさ

せていただきたいと思っております。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

質問ですけれども、令和3年度で3歳児が2名になっているじゃないですか。今回、11月1日の子が1名は入っているんだと思うんですけれども、もう1名というのは必ず入園するということなんですか。

牧田学校教育課長 4月1日に満3歳になられる子供さんで、年度が変わったら、すぐ入りたいというお話がご兄弟の関係であるということですから。その方はあるだろうということで、それがプラス1になっております。

中屋敷教育長 分かりました。来年はもっと厳しくなるんですね。ただ、7名の子供の保護者の方々は通わせたいという気持ちはあるということですか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案第61号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。原案どおり承認されました。

続きまして、議案第62号、小林市立図書館指定管理者の指定に係る答申について、説明をお願いします。

谷山社会教育課長 34ページになります。

小林市立図書館指定管理者の指定に係る答申がございましたので、今回、教育委員会の承認を求めるものでございます。

35ページをご覧ください。

小林市立図書館指定管理者選定委員会の結果について(答申)でございます。

令和2年5月19日付社第78号により教育委員会から諮問がありました件につきまして、下記のとおり候補者を選定しましたので、答申いたしますということで、答申書を頂いております。

まず、指定管理者選定委員会のほうは、第1回目が令和2年7月2日、木曜日に行っております。第2回目を令和2年9月24日、木曜日に行ったところです。

審議結果としまして、第1回目におきまして、小林市立図書館指定管理者候補者の選定方法について審議をいただきまして、今回、非公募というこ

とで選定方法を決定いただきました。

その後、第2回目で小林市立図書館指定管理者候補者の選定についてということで、現在の指定管理者でございます特定非営利活動法人、小林図書館の森とらいくるに決定したところでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

中屋敷教育長 それでは、今、図書館についての指定管理者の説明がありましたけれども、これについてご質問等ありませんでしょうか。

とらいくるは今まで何年、何期目になりますか。

谷山社会教育課長 今、3期目です。4期目に入ります。

中屋敷教育長 もう4期目に入るということで、一番やっぱり事務局で心配していたのは、マンネリ化とか、形骸化とかいうのは、すごく気にしているんですけども、とらいくるさんは常に改善とか意欲的にされているということで、その評価もあったんじゃないかなというふうには思っています。

よろしいですか。(はい)

それでは、議案第62号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。原案どおり承認されました。

それでは、議案第63号、総合運動公園市営プール指定管理選定委員会の答申について、説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 36ページでございます。

小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第3号）に基づく、小林市営プール指定管理者の指定に係る答申について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次のページの37ページでございます。

小林総合運動公園市営プール指定管理者選定委員会の結果についての答申でございます。

令和2年7月2日付ス振第39号により諮問のありました件について、下記のとおり答申いたします。

委員会の開催日が、第1回、令和2年7月2日、木曜日、第2回が令和2

年9月24日、木曜日に実施しております。

場所は、小林中央公民館大集会室です。

審議結果が、1、小林総合運動公園市営プール指定管理者候補者の選定方法については、非公募としております。

2、小林総合運動公園市営プール指定管理者候補者の選定につきまして、団体名、株式会社FOUR-LEAF、現指定管理者でございます。

住所が、小林市細野3030番地。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありませんでしょうか。

椎屋委員 非公募となった理由を教えてください。

税所スポーツ振興課長 こういったプールに関するノウハウを持った業者が、なかなか県内でも少なく、前回、前々回につきましては、公募という形を取ったんですが、やはりこのFOUR-LEAFと、あと1社ぐらいしか応募されたところがなくて、そういったところも加味して、今回は非公募としたところです。

椎屋委員 危惧するのは、最初から非公募にすると、なぜかというのが過去にあったので、たとえ公募して、なければ、それではしょうがないでしょうけれども、公募をして、該当するのが1社しかないという結果なら何も問題ないと思うんですが、もしかすると、いろいろ意見をいう業者がなきにしもあらずなので、また今度るとき検討してみてください。

税所スポーツ振興課長 当課としましても、次に向けては、現指定管理者ともいろいろとそういった話もしながら進めていきたいと思っています。

中屋敷教育長 ほかにありませんか。(はい)

なければ、お諮りしたいと思います。

議案第63号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。

それでは、次回開催予定をお願いします。

川俣調製職員 教育フォーラムが11月18日、水曜日でございます。ですので、その教

育フォーラムの前に定例教育委員会を午後1時10分から市役所の2階の第1会議室で行いまして、2時45分から教育フォーラムに移りたいと考えておりますので、午後1時10分に市役所の第1会議室にお願いいたします。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、以上をもちまして、定例教育委員会のほうを終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 14:20

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員